

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画

南魚沼市男女共同参画推進プラン

2015(H27) 推進計画の評価

2016(H28) 推進計画の目標

～女(ひと)と男(ひと) みんなでつくろう! ずっと住みたい南魚沼市～

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標 (指標)	H27年度計画(目標)	27年度 評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課		
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と 2次基本計画期間における課題と方向性									
I 男女共同参画社会に 向けた意識づくり	1 家庭および地域社会 における男女平等意 識改革の推進	1	・男女平等の視点から、旧来の 社会制度、地域慣習等の見直し と意識改革の推進	市からの情報発信は性別にとられない表 現に努め、表現の推進と意識改革の一端 は図れてきました。今後は性別にとられ ない表現からさらに発展させ、男女共同 の表現を取り入れ、意識改革の推進を進め ます。	・男女平等社会の形成についての理 解を深めるとともに、男性にとっての意 義と責任などの広報、啓発を推進す る。 ・社会制度、慣行等を男女平等の視点 で点検し、実態把握に努める。 ・広報紙、市の出版物等を作成する際 に、男女平等の視点に立ち、適切な表 現を推進するとともに、性的な差別に つながる表現になっていないか配慮す る。	・市ウェブサイトやフェイス ブックでの男女共同参画情 報の更新頻度を増やし新鮮 な内容とする。 ・広報委員に対し、表現方法 が従来にとられていない かなど、男女共同参画の視 点を持った確認の意識づくり の推進を行う。	B	・市報やウェブサイトを通じ た啓発活動により、意識改 革を推進した。その際には 性別にとられない表現に 努め、男女共同の表現に配 慮した形で情報発信を行っ たが、更新頻度を増やすこ とは出来なかった。	・ウェブサイト内の男女共同 参画推進市民会議の活動状 況を更新した。	・情報更新等の回数を増や すことにより、関連ページや 市報を閲覧する人を増加さ せる工夫が必要。	・市ウェブサイトやフェイス ブックでの男女共同参画情 報の更新頻度を増やし新鮮 な内容とする。 ・広報委員に対し、広報原稿 が男女共同参画の視点によ り作成されているかどうか、 校正の際に確認してもらっ たなどの意識づけを図る。	企画政策課	
		2	・性別による固定的役割分担意 識の解消のための研修、広報、 啓発活動の推進	出前講座の要請はなかったが、広報紙や 講演会を通じ活動の紹介や啓発活動は行 うことができました。しかし単発的であり継 続性に欠けた点がありました。今後は継続 的な開催や定期的な市報、ウェブサイトへ の掲載を進めます。	・市ウェブサイトやフェイス ブックでの男女共同参画情 報の更新頻度を増やし新鮮 な内容とする。 ・男女共同参画週間の周 知。 ・ふれ愛ほっとらいんの紹 介。	・市ウェブサイトやフェイス ブックでの男女共同参画情 報の更新頻度を増やし新鮮 な内容とする。 ・男女共同参画週間の周 知。 ・ふれ愛ほっとらいんの紹 介。	B	・市報やウェブサイトを通じ た啓発活動により、意識改 革を推進した。その際には 性別にとられない表現に 努め、男女共同の表現に配 慮した形で情報発信を行っ たが、男女共同参画週間に 合わせた周知、更新に留 まった。	・男女共同参画週間のお知 らせを市報に掲載し、情報 提供と啓発を行った。 また、男女共同参画市民会 議が発行する啓発チラシ 「ハーモニー」の発行支援 を行った。	・引き続き、広報誌や市ウェブ サイトなどを通じた積極的 な情報提供が必要。 ・講演会や研修会等の開催 にあたっては、多くの方に参 加していただけるような表現 や掲示場所の工夫が必要。	・市ウェブサイトやフェイス ブックへの男女共同参画情 報の更新頻度を増やし新鮮 な内容とする。 ・男女共同参画週間の周 知。 ・ふれ愛ほっとらいんの紹 介。	企画政策課	
		3	・男女共同参画に関する調査の 実施および情報資料の収集、提 供	市民会議を通じた、アンケート調査は実施 できたものの、市としての独自の意識調査 は実施できませんでした。 啓発の浸透を図る指標としても、意識調査 アンケートは必要であり、的確にしかも簡易 に市民の考えを把握することが出来る手法 を研究するとともに、各課の施策の中で実 施される講演会や事業の場において、簡易 なアンケートを実施する等、機会を捉えて意 識調査をする体制や仕組みを進めます。	・男女平等参画施策推進及び次期計 画策定のための基礎資料とする調査 を行う。	・声を拾うことに主眼を置き、 他部署で行う委員会や研修 会、講演会等を通じて、アン ケートを実施し身近な声を集 め、今後に活用。 ・統一したアンケート用紙の 作成	・市市民議等が主催する講 演会等の参加者にアンケー トを行い、その結果を情報共 有しているが、市としての独 自の意識調査は実施しな かった。	C	・市市民議等が主催する講 演会等の参加者にアンケー トを行い、その結果を情報共 有しているが、市としての独 自の意識調査は実施しな かった。	・独自の意識調査は実施し なかった。	・男女共同参画の視点は広 い分野にわたることから、独 自アンケートにとられず、 他部署で実施した調査結果 の中から、見出せるものが ないか、資料として収集す ることも必要であり、情報 の共有と分析方法の仕組 みづくりが必要。	・声を拾うことに主眼を置き、 他部署で行う委員会や研修 会、講演会等を通じて、アン ケートを実施し身近な声を集 め、今後に活用。 ・アンケート内容の検討の仕 組みづくり。	企画政策課
		4	・家庭内における男女平等意 識の啓発と推進	のびのび通学舎ボランティアに父親の参 加を募って事業を実施して啓発に努めまし たが、年々参加者が減少してきています。 子ども・若者育成支援センターにボラン ティア相談員2名を配置し、義務教育終了 後のケアを充実させました。 今後も父親の参加を促す家庭教育支援事 業の推進や、ニート・ひきこもりに関する 相談業務の充実を進めます。	・若者相談件数30件 ・居場所利用者10人	・心理相談申込数の増。 ・居場所プログラム実施数の 増。	・若者相談ケース数が増 加した。 ・臨床心理士による心理 相談申込者が増加した。名称 を年度途中で「心理相談」か ら「こころの相談会」に変更 した。 ・居場所のプログラムに、 「女子会」「写真塾」などが 増え、利用者の選択肢が広 がった。 ・「仕事場訪問」を「職場見 学」と名称を変更し、実施回 数を増やした。	A	・若者相談ケース数が増 加した。 ・臨床心理士による心理 相談申込者が増加した。名称 を年度途中で「心理相談」か ら「こころの相談会」に変更 した。 ・居場所のプログラムに、 「女子会」「写真塾」などが 増え、利用者の選択肢が広 がった。 ・「仕事場訪問」を「職場見 学」と名称を変更し、実施回 数を増やした。	・心理相談(こころの相談会) 12回開催、相談 9件 ・若者相談ケース数 45件(前年比132%) ・居場所利用者 実人数 14人 ・居場所イベント 20回 ・居場所での仕事体験 2回 ・居場所利用者職場見学 10回	・居場所利用者のスモール ステップにつながるプログラ ムの実施。 ・困っている若者や家族への 周知方法の検討。 ・関係機関との連携した支 援。	・利用者の状態に合わせた プログラムを追加。 ・ケース会議の実施。	子ども・若者育成 支援センター
	2 学校等における男女 平等教育の推進	5	・保育園、幼稚園から小学校など の発達段階に応じた男女平等教 育の推進	保育園・幼稚園から小学校などの発達段階 に応じた男女平等教育は推進されてきてい ます。また女性への差別は12の人権課題 の一つであることから、人権・同和教育に ついて系統的な計画を作成し、発達段階や地 域や児童・生徒の実態に即した適切な指導 を進めます。	・児童・生徒の年齢等発達段階に応じ た、適正な指導を行う。	・個人の尊厳、男女の相互 理解と協力の重要性など、 発達段階に応じた男女平等 に関する教育の充実を図 る。	B	・発達段階に応じて、身体 の発育、精神的な発達等、社 会的な面から見た男女の違 いや男女相互理解、協力す ることの重要性など引き続き 継続していく必要がある。	男女を意識すること等がな いような学習において、個別 の人権課題に関わりのある 内容に取り組む授業づくりが 徐々にできつつある。	引き続き、男女共同参画社 会の実現に向けて、性別に よる固定的な役割意識にと られないことのない進路指 導の充実や自己の生き方を 考える契機となるような指導 を図る。	学校において、人権の尊重 や男女の平等、または相互 理解と協力、そして家庭生 活の大切さや性別による固 定的な役割意識にとられる ことのないような教育の充 実を図る。	学校教育課	
		6	・年齢に応じた性教育の実施 [研修会・講演会の開催等]	多くの学校で、養護教諭は学級担任とのT Tにより、年齢に応じた適切な性教育を 実施してきました。 教育委員会主催の研修会等は実施できな かったが、各校においては、年齢に応じ た性教育を積極的に推進してきました。職 員研修は、既成の教員研修に委ねる方法 もあります。今後は、性教育の重要性を 強調するとともに、年間指導計画を作成 するよう指導を進めます。	・性差別をなくすためにも性教育の重 要性を強調し、全ての学校で年間指導 計画を作成し、性教育を推進する。	・さらなる性教育の定着と改 善。	B	・学校での発達段階におけ る性教育や家庭生活の大切 さ等が計画的に実施され つつある。	思春期教材として作成委員 会を5回開催し、管内の中学 3年生を対象に性への健康 教育の教材(パワーポイント 教材)について検討が行わ れ作成された。	思春期のからだや性の悩み 相談窓口を学校の保健室に 設置し、安心感を与えたり、 悩みを抱え込まないように指 導していく。	予算を確保し、健康教育講 師リスト等により講話の実 施やそれによるアンケート等 を実施した状況の把握に努 める。共通教材を活用した健 康教育の実施や職員の研修 (スキルアップ)に努める。	学校教育課	

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A	目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
B	目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
C	本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
D	事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標(指標)	H27年度計画(目標)	27年度評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と2次基本計画期間における課題と方向性								
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり		7	・教育活動全体を通じた男女共同参画への意識啓発	さまざまな機会を通して、男女共同参画の意識啓発に取り組んできており、教職員の男女共同参画への意識は高まっています。今後も人権・同和教育にかかわる職員研修を通して、職員の男女共同参画意識の向上を進めます。	・さまざまな機会での男女共同参画の意識啓発の取り組みとともに、指導者に対する研修の充実に取り組む。	・発達段階に応じた男女の役割及び互いを尊重し合う態度のさらなる育成。	B	・学習活動等の中で人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の考え方が浸透してきた。	・各種取組において、男女区別なく協力しながら学習活動等に参加する姿が多く見られるようになってきた。	・発達段階に応じた男女の役割及び互いを尊重し合う体制づくり。	学校教育課	
		8	・学校と地域が一体となった男女平等教育取組の推進	さまざまな機会を通して、男女共同参画の意識啓発に取り組んできており、教職員の男女共同参画への意識は高まっています。今後も人権・同和教育にかかわる職員研修を通して、職員の男女共同参画意識の向上を進めます。	・各学校のPTAに対して男女共同参画の意識啓発に取り組むとともに、PTAから地域住民に対して男女共同参画を発信できるように、研修会の開催等に取り組む。	・男女平等意識を学校から家庭や地域コミュニティ活動を行う場へまで浸透させる。	C	・男女平等意識を学校から家庭や地域コミュニティ活動を行う場へと推進していくための理解と認識が未だ不十分である。	・引き続き、PTA活動等で地域や保護者への意識の定着を進める。	・若年層には、男女平等の意識は高まりつつあるが、中高年層にはまだまだ浸透していないように感じる。	・男女平等意識を学校から家庭や地域コミュニティ活動を行う場へまで浸透させる。(継続中)	学校教育課
	3	男女共同参画社会を目指す生涯学習の推進	9	・生涯各期に応じた学習機会、学習情報の提供	国、県などの学習情報を公民館ロビーに配置し、男性料理教室の実施等に取り組んできました。しかし、参加者が年々減少してきている状況です。今後は社会情勢の把握に努め、ニーズに応えるべき企画の見直しを図り、生涯各期に応じた学習機会、学習情報の提供を進めます。	・パネル展示やポスターなどによる意識啓発を行う。 ・男女平等、女性問題に関する図書・資料を充実させ、パンフレットスタンドやカウンターを活用し男女平等情報誌等を配布。 学習機会の提供を随時行う。参加人数の10%アップ。	・ポスターなどによる意識啓発を行う。 ・男女平等、女性問題に関する図書・資料を充実させ、パンフレットスタンドやカウンターを活用し継続的な資料提供を行う。 ・現行講座のスムーズな運営を図るとともに、他市町村の成功例等を参考にしながら、28年度事業導入を目標に、男子・男性の興味をひくような講座メニューの新設を目指す。	B	・専用コーナーの設置までは出来なかったが、国や県等が発行する男女共同参画社会の重要性を啓発した情報誌等について、配置場所を出来るだけ固定し、継続的な資料提供に努めた。	・引き続き、継続した情報提供に努め、多くの方に手に取ってもらえる方法を検討する。 ・専用の掲示スペースが必要。	・ポスターなどによる意識啓発を行う。 ・男女平等、女性問題に関する図書・資料を充実させ、パンフレットスタンドやカウンターを活用し継続的な資料提供を行う。	企画政策課
			10	・男女共同参画推進に関する組織、団体、グループ等の育成や交流の支援	男女共同参画に係わる団体の状況把握ができておらず、どのような支援を必要としているかも不明な状況であり、南魚沼市男女共同参画推進市民会議への支援に留まりました。今後は各種団体、グループ等の把握をし、男女共同参画推進市民会議と共に支援して行くほか、連携の可能性の研究も必要です。	・南魚沼市男女共同参画推進市民会議の会員の増加。会の自立化への支援。 ・男女共同参画推進市民会議の自立、自発的な活動が進んできたことから、より柔軟で自由な市民団体活動のため事務局体制の整備が課題である。	・男女共同参画推進市民会議に限らず、男女共同参画に係わる団体の把握と情報提供。 ・地域づくり協議会と市民会議との連携についてはできなかった。	B	・男女共同参画推進市民会議の活動をウェブサイトにおいて情報提供した。 ・地域づくり協議会と市民会議との連携についてはできなかった。	・男女共同参画に関わる取組の広がりに向け、男女共同参画はあらゆる分野に関わることとして、どのように情報提供を行っていくかが課題である。 ・男女共同参画推進市民会議の自立、自発的な活動が進んできたことから、より柔軟で自由な市民団体活動のため事務局体制の整備が課題である。	・男女共同参画推進市民会議に限らず、男女共同参画に係わる団体の把握と情報提供 ・地域づくり協議会と、市民会議との連携のきっかけづくり	企画政策課
			11	・関係行政間および地域や学校との連携による事業の展開	市民会議と庁内会議での共催で講演会を実施したり、市民会議の主催事業への職員参加はありましたが、市職員に対する研修や独自で開催する事業の実施はできませんでした。今後は、女性財団が開催する研修、講演会へ関連する課の職員が参加できるように呼びかけたり、市職員を対象とした研修や講演を行う必要があります。	・男女平等社会の形成を推進するためには、住民と最も身近な市町村の取組が重要であることから、庁内推進担当者会議を対象に取組状況に応じた、研修会や講演会を継続して行う。 ・独自で取組む研修については未定だが、市民会議等の研修には積極的に参加を呼び掛けていく。	・職員一人ひとりの男女平等意識の徹底を図るため、内部研修を実施したり、情報提供を随時行う。 ・県女性財団主催の研修所や講演会等の案内も積極的に職員への参加を促す。	B	・県や女性財団が主催する研修会への参加を行なった。	・県や女性財団が主催する研修会への参加を行なった。	・職員一人ひとりの男女共同参画の意識を高めるためには内部研修を実施したり、県女性財団等が実施する研修や講演会等に職員を参加させることが必要。	・職員一人ひとりの男女平等意識の徹底を図るため、内部研修を実施したり、情報提供を随時行う。 ・県女性財団主催の研修所や講演会等の情報提供を積極的に職員への参加を促す。
							C	・担当課への支援が出来なかった。	・実績なし	・人事係が取りまとめを行っている職員研修とともに、担当課が行う研修への参加を啓発する必要がある。	担当課との連携・支援	総務課
	II 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)のとれたまちづくり	4	12	男女が共同して介護にかかわる意識の醸成	・介護予防のための地域支援事業や介護にかかわる男女の共通理解の促進 市報でのPR、ふれあい講座及び地域支援事業をおして理解の啓発を実施してきたが、広く理解を得るためには継続が必要であり、参加者の増加を図りながら、引き続き啓発事業の実施を進めます。平成21年度には認知症について正しく理解し、地域で認知症の本人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行いました。今後は二次予防事業対象者が大幅に増えることから、対応する介護予防事業を行う必要があり、また地域包括支援センターの体制を充実する必要があります。	・介護予防事業により普及啓発を行い、事業への参加者の増加を図る。 ・効率的な地域包括支援センターの体制整備を図り、市民からの総合相談に対応する。	・総合事業への移行体制を整備しながら、事業参加者を増加させる。	B	制度改正に基づき、介護予防事業の対象者の一部を介護予防・日常生活支援総合事業へ移行してきた。	・引き続き介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・予防事業対象者把握事業 ・通所型介護予防事業 ・訪問型介護予防事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業	・引き続き介護予防・日常生活支援総合事業への移行を進める。 ・H30からの認知症初期集中支援推進事業に向けた認知症初期集中支援チームの立ち上げ準備 ・認知症高齢者及びその家族に対する適切な支援ができる体制の整備	介護保険課

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A	目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
B	目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
C	本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
D	事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標 (指標)	H27年度計画(目標)	27年度 評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と 2次基本計画期間における課題と方向性								
		13	・家庭および地域で男女が共同して介護にかかわるための相談、指導、支援体制づくりの促進	男性介護者のみの交流会を実施し、認知症や介護の方法への理解、悩み等の解消を図りました。また、認知症サポーターの養成を小中学生から老人クラブまで幅広く行いました。 今後は、老老介護が増加してくるため、さらに男性による介護技術の向上や認知症への理解を深める必要があります。	・男性介護者の教室・交流会の実施による介護の普及啓発を図る。 ・認知症地域支援体制の構築(認知症サポーターの養成、SOSネットワークの整備等)により認知症への理解を深める。	・介護者交流会を継続実施する。 ・男性参加者の呼びかけをして交流会参加者を増加させる。 ・民間企業での認知症サポーター養成講座を実施する。	B	・介護者交流会は男性の参加を呼び掛けているが、男性の参加者は伸び悩んでいる。 ・認知症サポーター養成講座では介護職場や相談支援機関、新潟日報配達員への講座を実施し、SOSネットワークでは地域住民と協働での会議や模擬訓練の実施した。 ・認知症安心ガイドを作成し機会をとらえて配布した。	・介護交流会 大和(コスモス) 六日町(ほおずきの会) 塩沢(ひなげし) ※各地域で毎月1回開催 認知症サポーター養成講座 住民:11回194人 職域:9回185人 学生:11回461人 ・認知症あんしん地域ネットワーク会議・行方不明者捜索模擬訓練 H27一村尾地区で実施 ・大和・六日町・塩沢各地域のイベントで認知症安心ガイドの配布及び相談の実施(各1回)	・認知症に対する理解と地域での見守り支援の推進 ・介護にかかわる男女の共通理解の促進	・市内の中学校を対象とした認知症サポーター養成講座の実施 ・地域住民とのSOSネットワークのための会議及び行方不明者の捜索。模擬訓練の実施(畔地) ・各地域での認知症安心ガイドの配布及び相談の実施	介護保険課
		14	・介護保険サービスの充実	介護保険事業計画に基づく施設整備は計画どおり順調に推移しています。施設整備が進んだことにより、家庭介護の軽減はもとより、介護保険制度自体への認識・関心が高まり、認定者数の増加という形で顕在化してきています。 介護保険制度を有効に活用することにより、女性に偏りがちな家庭介護の負担を軽減することができ、併せて男性の家事分担等により負担軽減が可能であることの認識が高まりつつあります。 介護保険制度施行から10年を経過し、制度に対する市民の意識も変化してきています。「自力介護の限界まで我慢する」意識から、早期に認定を受け、重度化する前に適切なサービスを受給することによって要介護状態の回避・延伸を図る利用形態が増加しています。 このことは、健康で豊かな家庭生活時間を確保するためには有益な考え方であり、男女間の負担平等が実現するよう、可能な限り介護の負担を軽減するサービス提供を実現して行く必要があります。	・第5期介護保険事業計画に基づくサービス基盤(事業所)の整備 ①小規模多機能型居宅介護事業所…2箇所 ②地域密着型介護老人福祉施設(ミニ特養)…1箇所 ③特定施設入所者生活介護(高齢者向け住宅)…1箇所 ・サービス事業所への指導監査の実施…年間3施設 ・介護保険制度に関するPR…講習会など年1~2回の開催	・第5期介護保険事業計画に基づくサービス基盤(事業所)の整備についてはH25年度で完了するため、新たな事業所は開設できない。各施設でのサービス利用者数の増加をもって、介護保険サービスの充実を図る。	B	・第6期介護保険事業計画に基づきサービス基盤の適正な整備 ・介護保険料に対する家計負担の軽減 ・介護認定者数の増に対する事業所の整備	・第6期計画より介護保険料の大幅な増額が見込まれたため、給付費準備基金を取り崩し、第1号被保険者の負担軽減を図り家計の負担軽減を図った。 ・県指定の通所介護事業所1か所(きたえる一む南魚沼)、居宅介護支援事業所2か所(さくり居宅介護支援事業所、ケアプランセンターいなほ)、福祉用具販売・貸与事業所1か所(福祉用具のいなほ)が整備され、介護者負担の軽減が図られた。	・サービスの質の向上に向けサービス事業者に対する支援・指導の充実を図る。 ・住み慣れた家や地域において終生き生きと暮らしていけるよう、地域に開かれた介護保険サービスの体制強化を図る。	・第6期介護保険事業計画で整備予定の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所の整備を図る。	介護保険課
5	希望と安心の持てる子育て支援制度の充実	15	・多様なニーズに対応した保育サービスの充実	ほのぼの広場の開催日数増加および施設の改築・改修に伴う乳児・未満児保育体制の拡大についてほぼ計画通り実施できました。また認定こども園での延長保育、一時預かり、土曜1日保育、子育て支援事業も開始されました。 少子化傾向にある中で今後の需要の伸びがつかめない状況ではあるが、今後も費用対効果を踏まえた中での拡充や、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実のための整備が必要です。	・病児、病後児保育の充実 ・未満児保育の増加の対応 ・障がい児への早期支援 ・保育士の資質向上 ・老朽化した施設の改修、移築 ・有資格者の確保	・わかば保育園新築工事完成 ・野の百合保育園改築工事の着手完成 ・たんぼ保育園新築工事の着手完成 ・数神保育園増築工事の実施 ・民営化、統廃合を踏まえた塩沢地区、中之島地区保育園の再編方針決定 ・八幡保育園改築計画の決定	A	・わかば保育園新築工事完成 ・野の百合保育園改築工事の完成 ・たんぼ保育園新築工事の完成 ・数神保育園増築工事の完成 ・大木六保育園を廃止し、どろんこ保育園の開園が確定 ・塩沢・中保育園の統合が確定 ・八幡保育園改築工事の決定	・わかば保育園新築工事完成 ・野の百合保育園改築工事の完成 ・たんぼ保育園新築工事の完成 ・数神保育園増築工事の完成 ・大木六保育園を廃止し、どろんこ保育園の開園が確定 ・塩沢・中保育園の統合が確定 ・八幡保育園改築工事の決定	・病児、病後児保育の充実 ・未満児保育の増加の対応 ・障がい児への早期支援 ・保育士の資質向上 ・老朽化した施設の改修、移築 ・有資格者の確保	・病児、病後児保育の充実 ・未満児保育の増加の対応 ・障がい児への早期支援 ・保育士の資質向上 ・老朽化した施設の改修、移築 ・有資格者の確保	子育て支援課
		16	・学童の安全のための放課後対策の充実	NPO法人「すまいるネット南魚沼」を立上げ、放課後の子どもたちに安心して充実した保育サービスを提供し、小学生の保護者が仕事のあいだ、子どもたちが安全で充実した生活を過ごせるように、施設の増設・改築等により学童クラブの充実が図られ、現在市内の児童センター14か所で学童保育クラブが開設されています。今後もNPO組織を含めた体制の拡充を進めていく必要があります。	・安全な施設の維持 ・障がい児への早期支援 ・指導員の資質向上 ・学校との連携強化	・大空クラブの移転新築 ・第二北辰クラブの新築 ・大崎クラブの増築	A	・大空クラブの移転新築完成 ・第二北辰クラブの新築完成 ・大崎クラブの増築完成	・大空クラブの移転新築完成 ・第二北辰クラブの新築完成 ・大崎クラブの増築完成	・安全な施設の維持 ・障がい児への早期支援 ・指導員の資質向上 ・学校との連携強化	・安全な施設の維持 ・障がい児への早期支援 ・指導員の資質向上 ・学校との連携強化	子育て支援課

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標 (指標)	H27年度計画(目標)	27年度 評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と 2次基本計画期間における課題と方向性								
		17	・男性の子育て参画の促進	読書会で男性スタッフが読み聞かせをして、男性の子育て参加を啓発してきたが、男性の参画は、年度により社会情勢が異なり、積極参加・消極参加の繰り返しでありました。男性の子育て参画については、機会を捉え啓発し、広範囲で分かりやすく、参加しやすい内容での呼びかけ、青少年育成組織や子育て支援と連携をしながら、啓発していく必要があります。また父親が乳幼児健診のため休暇を取れるような、社会構造にしていく必要があります。	・子ども、若者育成支援センター等と連携し啓発していく。 ・読書会・ブックスタート等、男性に対する説明会・事業参加の呼びかけ。 ・参加者の10%アップ。 ・男性の子育てへの参加意識を育む機会としてマタニティサロンへの参加を推進。	・関係する課、団体間との調整を行う。 ・圧倒的に女性が多い保育園保護者会役員の、男性比率の実態調査を行う。 ・各公民館、図書館と連携し、現行事業のさらなる充実、父親の積極的参加に向けた事業の見直しを図ります。 ・マタニティサロンの継続実施。 ・関係機関が主催する両親学級等への参加予定者の把握。	C	・子育て支援課での実績はありませんでした。 ・実態調査は行っていませんが、保護者会長・副会長職は男性比率が大変高くなっています。	・実績なし。	・男性の子育て参画の促進につながる、具体的な手法の検討が必要。	・関係する課、団体間との調整を行う。	子育て支援課
		18	・ひとり親家庭等への支援体制の充実	母子家庭だけでなく、父子家庭に対する手当が支給されるように制度の充実が図られました。母子家庭自立支援事業も高等技能習得のための生活支援を行うようになり利用されています。今後は手当中心から就業、自立支援に向けた総合的な取組が必要です。	・就業、自立支援に向けた総合的な取組	・高等学校を卒業していないひとり親が高等学校卒業程度認定試験を受ける際の支援事業を制定する。 ・さらなる支援体制の充実を図る。	C	平成27年度は母子家庭等自立支援事業による給付実績はなし。 ※高等職業訓練促進給付金等交付事業において、事前相談3件。(申請には至らず)	・児童扶養手当 224,166千円 ・ひとり親家庭等医療費助成 23,940千円	・申請時や更新時の聞き取りの際、自立支援についてもニーズを見逃さず必要な人にしっかりと情報提供することが重要。	・申請時や更新時に自立支援事業についての案内を渡すことを徹底し、周知に努める。 ・市報やウェブサイトなどで事業の内容を積極的に発信する。 ・平成28年度4月に制定されたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業をPRする。	子育て支援課
		19	・積極的に子育てを支援する基盤の充実	市内3地域で市の子育て支援センターを開設し、延24,000人の利用に供しています。また民営保育園3箇所でも子育て支援事業を展開しています。子育てに関する情報提供についても、ガイドブックの作成・配布により計画通り実施してきました。子育て支援サービスの充実とさらなる利用者拡大のための広報活動を進めます。	・子育て支援センターの充実 ・子育て支援事業の充実	・より見やすい子育てブックへの改善を図る。	A	・従来の子育てブック内で不明瞭な部分があったので、内部構成を変更した。 ・市のウェブサイトでも今までわかりにくい箇所に掲載されていたものを、子育てのページから閲覧できるようにした。	・H27年度700冊作成、母子手帳交付時及び転入時に窓口で配布。	・より見やすい子育てブックへの改善を図る。 ・現在各庁舎窓口でしか配布していないので、保育園や子育て支援センターでも配布を行う。	現状、保育士の中でも子育てブックを知らない方が多いと思うので、まずは内容を把握していただき、保護者からの問い合わせにも対応できるようにしていきたい。	子育て支援課
		20	・地域ぐるみでの子育て体制の整備	平成21年4月1日に子育てを支援する新しい会員制の保育サービスとして、ファミリーサポートセンターを事業導入しました。今後も継続して事業の周知と登録会員数・利用件数の確保を進めていきます。また家庭教育支援事業、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室の実施など地域の教育力を高めるための学習機会の提供を行ってきました。今後も学校・家庭・地域を連携させ、事業を効果的に推進する必要があります。	・学校支援地域本部を各地域の小学校で1校実施 ・ファミリーサポートセンターの充実	・心理相談申込数の増。 ・居場所プログラム実施数の増。 ・積極的な周知により、会員数と利用件数の増加を図る。	B	・家庭教育支援チームを継続し、だんぼの部屋や教室、学習会、新一年生体験入学で保護者の不安の解消を支援した。 ・新規開設についてはなかったため、継続して検討していく。	・だんぼの部屋 5校(4小学校、総合支援学校) 来訪者延6206人(前年比105%) ・だんぼ教室 9回 延149人 ・だんぼ学習会 3回 延87人 ・学校支援地域本部 1箇所 ・放課後子ども教室 1小学校	・家庭教育支援チーム(だんぼの部屋)のスタッフ(有償ボランティア)の確保。 ・学校支援地域本部、または家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」新規開設の検討。	・家庭教育支援チーム(だんぼの部屋)での父親向け学習会の実施。 ・学校支援地域本部、家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」の継続。 ・学校支援地域本部の新規開設の検討。	子ども・若者育成支援センター
							B	・十分な体制強化が図れなかった。 ・会員数は増加した。	・会員数の増加 依頼会員:12人増 両方会員:1人増	・体制の強化 ・会員(協力会員)の増加	・積極的な周知により、会員(特に協力会員)の増加を図る。	子育て支援課

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A	目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
B	目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
C	本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
D	事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標(指標)	H27年度計画(目標)	27年度評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と2次基本計画期間における課題と方向性								
II 仕事と生活の調和 (ワークライフバランス)のとれたまちづくり	6 男女の性別にこだわらない労働環境の整備	21	・男女が多様な働き方をする労働、就業環境の整備	働きやすい職場環境づくりのための「普及促進セミナー」を開催したり、ポスターの掲示、パンフレットの設置をしてきました。今後も男女雇用機会均等法等についての研修会を実施して行くことが必要です。	・男女雇用機会均等法等についての研修会を行う	・配布された際は市役所本庁舎や北庁舎、働く婦人の家などにポスター掲示、パンフレット設置を継続して行う。	C	・ポスターの掲示やパンフレットの設置は実施したが、研修会は未実施だった。	・市役所本庁舎や北庁舎、働く婦人の家などにポスターの掲示やパンフレットの設置を行った。	・研修会、セミナーを実施できるような環境の醸成が課題	・配布された際は市役所本庁舎や北庁舎、働く婦人の家などにポスター掲示、パンフレット設置を継続して行う。	商工観光課
		22	・女性起業家への支援	起業促進に取り組んではいますが、目に見えた成果が出ていません。社会情勢や経済情勢に影響を受ける部分が大いですが、粘り強く諸政策を進めて行く必要があります。また、にいがた産業創造機構のPRを進めるとともに、様々な機会を捉えて、啓発を行い、引き続き起業促進に取り組んでいく必要があります。	・にいがた産業創造機構と連携した起業促進の取組	・にいがた産業創造機構開催のセミナーやNICOカフェ(出張相談)の積極的な周知。 ・創業支援セミナーの実施。	C	・必要に応じ、NICOカフェなどの紹介を行っているが、希望者はほとんど来ていない。	・H25から始まっているNICO出張相談会(NICOカフェ)を随時紹介しているが、来場実績が少なく、なかなか起業促進の具体的な成果につながらなかった。	・にいがた産業創造機構と連携し起業促進に取り組む。また、起業・創業者育成セミナーの実施を検討する。	・にいがた産業創造機構開催のセミナーやNICOカフェ(出張相談)NICOの助成金制度の積極的な周知。創業支援セミナーの実施	商工観光課
		23	・女性の職業能力の開発支援体制の整備	女性に限定した能力開発支援等は行っていますが、必要な能力開発支援のため男女を問わず研修会等に参加しています。また、専門研修への自主的な参加も増加の傾向にあり、各自でスキルアップに取り組む姿勢が表れてきています。女性の管理職への登用は進んではいませんが、能力による昇進の方針のもと、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要です。また、女性が個性と能力を発揮し、しかも安心して働くことができるために、関係機関と連携して、職業生活に必要な資格や技術の習得への支援や、情報提供を行う必要があります。	・全職員に対して、研修の機会を出来るだけ多く設ける。また、テーマを決めて自主的に研修する自主研修制度を試行する。 ・男女を問わず、様々な研修機会を提供し、個々の能力アップを図る。 ・女性の管理職への登用を促進する。	・人事係との情報共有と実施方法の検討。	C	・人事係等との調整が実施できなかった。	・実績なし	・職員管理を行う人事係との情報の共有と、業務分担や実施方法の検討。	・人事係との情報共有と実施方法の検討。	商工観光課
		24	・女性の雇用、労働状況などの実態把握	具体的な調査の実施はできませんでした。また、男女雇用均等法との関係があり、方法や内容等を研究することが必要です。今後も関係機関と連携して、女性の雇用、労働条件などの実態の把握を行う必要があります。	・実態の把握方法や内容についての研究	・企画政策課と実態把握の方法について検討を行う。	C	・検討できなかった。	・実績なし。	・女性の雇用・労働状況についての調査は、県も含め近年は実施されていないので、調査内容の検討も含め企画政策課との検討が必要。	・企画政策課と実態把握の方法について検討を行う。	商工観光課
		25	・若年層を対象とした就職支援体制の整備	不況と産業構造の転換などによる正社員採用の減少を受けた若者のフリーター選択と社会適合性の不安等から就職戦線の離脱傾向を示すニート・ひきこもりの社会参加、就職支援として、ハローワークとの連携、出張ジョブカフェを実施し、新規卒業者の内定率の向上や、就職出来ない若者・社会参加出来ない若者の支援をして行く必要があります。	・就職支援件数10件	・就業支援セミナーの実施。 ・就職支援に向けた地域資源の開拓(仕事場訪問、仕事体験先の確保等)	A	・コミュニケーションセミナー、職場見学を定期開催した。参加者数は少なかったが、就職につながるきっかけにづくりができた。 ・就職に向けた履歴書作成、面接練習、派遣会社訪問などの支援を行った。	・コミュニケーションセミナー11回 延39人 ・職場見学10回 延12人 ・就職支援実人数 10人	・参加しやすい就業支援プログラムの内容検討。 ・困っている若者や家族への周知方法の検討。	・就職支援セミナーの内容、回数を検討し、参加者の増加を図る。 ・就職に向けた段階的な支援の実施。	子ども・若者育成支援センター
		26	・若年層を対象とした就職支援体制の整備	ハローワークとの連携やポスターの掲示、パンフレットの設置を行って来ました。今後も就職・再就職を望む女性が、職業選択の幅を広げ、円滑に就職できるよう関係機関と連携して能力開発の機会や情報提供を行うことが必要です。	・新規卒業者の内定率の向上 ・就職出来ない若者の支援をして行く。	・ハローワークと連携・協議した中で、地元出身希望者向けメールマガジンの発信を検討する。	A	・人口問題に関連して、UIJターン希望者向けのHPと機関紙「LIFE in」の整備を行った。	・UIJターン希望者向けのウェブサイトの整備 ・機関紙「LIFE in」の秋号、冬号各20,000部の発行を行い、首都圏の大学等に配布した。	・ハローワークと連携した施策の検討	・ハローワークと連携・協議した中で、地元出身希望者向けメールマガジンの発信を検討する。 H28年度より地方創生推進室に移管したことにより連携し、情報発信等に努める。	・現在の取組をさらに継続すると共に、更なる女性への周知を行う。
7	男女が共に働き続けることができる職場環境の整備	26	・出産、子育て後の再就職の支援と職種の拡大	ハローワークとの連携やポスターの掲示、パンフレットの設置を行って来ました。今後も就職・再就職を望む女性が、職業選択の幅を広げ、円滑に就職できるよう関係機関と連携して能力開発の機会や情報提供を行うことが必要です。	・ハローワークや21世紀職業財団との連携	・現在の取組をさらに継続すると共に、更なる女性への周知を行う。	A	・サンティックススクールにおいて、託児サービス実施し、子育て女性の就職支援を行った。	・サンティックススクールにおいて、託児サービスを実施し、子育て女性の就職支援を行った。(H27は4名が利用)利用者からは大変好評を得ている。	・サンティックススクールや子育て支援課との更なる連携。	・現在の取組をさらに継続すると共に、更なる女性への周知を行う。	商工観光課

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A	目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
B	目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
C	本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
D	事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標(指標)	H27年度計画(目標)	27年度評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と2次基本計画期間における課題と方向性								
		27	・職場環境整備のための企業支援体制の整備	ハローワークとの連携やポスターの掲示、パンフレットの設置を行いました。今後も関係機関と連携し、男女雇用機会均等法などの労働に関する法律・制度の周知や、雇用・労働環境整備に関する資料等、労働に関する情報の提供が必要です。	・ハローワークや21世紀職業財団との連携	・中小企業診断士による職場環境整備の取組を他の業種にも拡大出来るか検討する。	B	・ポスターの掲示やパンフレットの設置を行った。 ・緊急雇用を利用して、中小企業診断士による建設業界への職場環境整備講習を実施している。(H27まで)	・本庁舎、北庁舎、サンティックススクール、働く婦人の家等に春と秋の2回、ポスターの掲示やパンフレットの設置を行った。 ・緊急雇用を利用して、中小企業診断士による建設業界への職場環境整備講習を行っている。(H27まで)	・多業種にわたっての支援体制の整備が必要。 ・中小企業診断士による職場環境整備の取組を他の業種にも拡大出来るか検討する。	商工観光課	
		28	・育児休業、介護休業など男女共に取得できる環境の定着促進	ハローワークとの連携やポスターの掲示、パンフレットの設置を行いました。今後も関係機関と連携し、企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発を行うとともに、利用促進の働きかけの実施が必要です。	・様々な機会を捉えて啓発を行う。	・離職者・求職者が多く集まるサンティックススクールへのポスター掲示、パンフレット設置、研修会の検討。	B	・市役所本庁舎や北庁舎、働く婦人の家にポスターの掲示やパンフレットの設置を行った。	・市役所本庁舎や北庁舎、働く婦人の家に春・秋の2回ポスターの掲示やパンフレットの設置を行った。 ・サンティックススクールでは各コースの訓練時に、配布文書や口頭で触れるなどの啓蒙活動を実施した。	・民間等で開催される研修等の積極的な広報が必要。 ・離職者・求職者が多く集まるサンティックススクールへのポスター掲示、パンフレット設置、研修会の検討。	商工観光課	
		29	・新潟県ハッピーパートナー企業への登録推進	市民会議と共にハッピーパートナー企業登録促進の取組の一環として、市内企業への説明会や意見交換会、事業所アンケートの実施をしてきました。現在は11の企業登録となっていますが、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境の推進をめざし、機会を捉えて継続した啓発を行い、登録企業の拡大に向けた取組が必要です。	・起業職場における男女共同参画を推進するため、「ハッピーパートナー企業」をPRし、登録企業を増やす。 ・県における登録企業のメリットのほか独自のメリットの必要性、設定についての検討。	・県や市民会議との連携をとりながら、ポスターやパンフレットの掲示、情報誌の配布等の企業に対するの情報提供を継続して行う。	B	・県から送付される情報誌を事業所の来庁が多い部署に配布した。 ・「ハッピーパートナー企業」新規登録企業が2社あった。 ・県と共に訪問し、登録を依頼(1社)したが、最終的に登録に至らなかった。	・25.4.1現在登録企業11社 ・26.4.1現在登録企業12社 ・27.4.1現在登録企業13社 ・28.4.1現在登録企業15社(新規2社)	・事業所における男女共同参画を推進し、登録企業を増やすために「ハッピーパートナー企業」の知名度と、県におけるメリットのPRが必要。また県のメリットのほか独自メリットの必要性や、その設定についての検討も必要。	・県や市民会議との連携をとりながら、ポスターやパンフレットの掲示、情報誌の配布等の企業に対するの情報提供を継続して行う。	企画政策課
Ⅲ 男女の人権が尊重されるまちづくり	8 性的嫌がらせや暴力の根絶	30	・性的嫌がらせや配偶者等からの暴力の実態の把握	被害者の居住地の市関係部署と連携し、被害者の支援を実施してきました。また、管内市町村の研修参加で、市町村間の連携がよりスムーズに行われ、迅速な対応をとることができました。今後も被害者を取り巻く関係機関と連携、協力し迅速で適切な対応を図り、被害者の支援を行い、配偶者等から暴力を受けた被害者の安全確保と自立支援の充実が必要です。	・関係部署、関係機関等とのネットワークを強化する。	・関係機関、市関係部署と連携強化を図り、情報把握に努める。広域的にも関係機関と連携を図り、実態の把握に努める。	A	・警察などの関係機関、市関係部署との連携を図った。	・要保護児童対策協議会の警察などの関係機関、市関係部署と連携し、情報を共有することにより迅速な対応がとれ被害者の支援を行うことができた。	・広域的に関係機関とより連携強化を図り、迅速で適切な対応を図り、被害者の継続的な安全確保に努める。 ・関係機関、市関係部署と連携強化を図り、情報把握に努める。広域的にも関係機関と連携を図り、実態の把握に努める。	子育て支援課	
		31	・性的嫌がらせや配偶者等からの暴力の防止に向けた取組	言葉の暴力、経済的暴力、行動の制限等も暴力と捉えることなど、DVの認識を高め、暴力は人権の侵害という認識を広く理解してもらう必要があります。主たる公共機関においてリーフレットの配布、ポスターの掲示等を行いました。今後も広報活動による啓発の継続や人権意識の啓発に努め、被害者がひとりで悩みや苦しみを抱え込まないよう、性的嫌がらせや配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の充実が必要です。	・暴力は人権侵害であり、許されるものではないという認識を広める。 ・広報誌等の掲載頻度拡充とともに人権教育・啓発の推進を図る。	・広報誌等での啓発活動の継続。 ・広報誌等による啓発活動の継続及び各種人権教育・啓発の推進を図る。	A	・市報での広報活動やポスター、リーフレット等を市民の目に留まる場所に配置した。 ・関係研修を市報に掲載した。(平成27年11月1日号)	・幅広い年齢層に啓発が行えるようわかりやすい啓発活動の推進。	・広報誌等での啓発活動の継続。	子育て支援課	
		32	・性的嫌がらせや配偶者等からの暴力に関する相談窓口の整備、充実	相談窓口お知らせカードやチラシを女性トイレに掲示しPRを行いました。内閣府の「DV相談ナビ」に相談窓口を登録し利用可能となりました。市の関係部署と連携し、情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきています。今後も随時相談可能な体制を保ち、複数担当で情報を共有しあい、更なるスキルアップ及び精神的負担の軽減を図る必要があります。また、専門職(カウンセラー)を配置するなどの、相談体制が必要です。	・関係部署及び関係機関等と連携し、相談業務を充実させる。 ・相談対応者の技術力向上を図り精神面へも配慮することにより相談体制の充実を目指す。	・市関係部署、関係機関と連携し、情報を把握し、相談体制を充実させる。相談対応者の技術力向上を目指す。 ・市関係部署、警察などの関係機関、他市と連携し、情報把握、相談者の支援を図った。研修会に参加し、相談対応者としての技術力向上を図ったが、研鑽の余地がある。	B	・市関係部署、警察などの関係機関、他市と連携し、情報把握、相談者の支援を図った。研修会に参加し、相談対応者としての技術力向上を図ったが、研鑽の余地がある。	・相談者の精神的負担を考慮するとともに相談対応職員等の更なるスキルアップが必要。また被害者の継続的な安全確保と自立支援をどう図るかが課題。 ・DV対応と要対協が同担当のため、要保護児童の保護者がDV加害者となっているケースの対応が困難。	・市関係部署、関係機関と連携し、情報を把握し、相談体制を充実させる。相談対応者の技術力向上を目指す。	子育て支援課	
					・相談対応者の技術力向上を図り精神面へも配慮することにより相談体制の充実を目指す。	全庁体制で支援対象者の情報保護に努め、職員の相談・支援体制の強化を図る。	A	関係部署や関係機関と連携し情報の把握・共有に努め迅速な対応と相談技術の向上に努めた。	潜在対象者がいる可能性がある。関係部署から情報を収集しながら、対象者に対し支援制度のPRが必要である。	関係部署から情報を得ながら、潜在対象者への迅速な対応を行う。また、現在支援している者については全庁体制で情報保護に努める。	市民課	

2015(H27) 推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A	目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
B	目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
C	本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
D	事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標(指標)	H27年度計画(目標)	27年度評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と2次基本計画期間における課題と方向性								
	9 出産にかかわる保健、検診等の社会環境の整備	33	・出産にかかわる社会環境の整備、生活環境づくりの推進	女性の健康に関しては、子宮頸がん・乳がん検診において、対象者には無料クーポン券の利用を呼びかけ、受診しやすい環境整備に努めてきました。また、中学1年生女子および保護者には、子宮頸がん予防のためのHPVワクチン接種と子宮頸がん検診受診の必要性について説明し、ワクチン接種の費用助成を行っています。引き続き、正しい知識の普及啓発とともに、受診率及び接種率の向上に向けた取組が必要です。非常勤医師により安定的な診療提供はほぼ実施できましたが、小児科医師、産婦人科医師の絶対数不足、医師の地域的偏在などにより、非常勤医師確保は難しい状況です。今後、基幹病院の開院と、新市立病院再編構想の中で、総合的な観点から医師確保を考えていく必要があります。	・基幹病院開院に向けた非常勤医師の確保。 ・不妊治療費助成の充実。 ・マタニティサロンの参加率向上。	・南魚沼市民病院において婦人科外来を開設する。	A	再編前のゆきぐに大和病院と同程度の診療日程を確保できた。	基本的に、火曜から土曜日に診察を行った。 診察日数:93日 外来患者数:1,360人	婦人科医師の確保。 婦人科外来の診療日数を現状維持する。	病院	
	10 生涯を通じた健康づくりへの支援	34	・世代に応じた健康の維持、増進対策の充実	生涯を通じた健康づくりを進めるための健康教室や特定保健指導の充実に努めてきました。また、健康推進員制度を創設し、推進員の研修会や地区活動を通じて健康に関する知識の普及やスキルアップを図っています。この制度も徐々に定着しつつあり、活動内容も充実してきています。圧倒的に女性が多い中において、男性の推進員も徐々に増えてきており、健康に関する地域の課題について共に学んでいます。今後も、「いきいき健康づくり計画」実現のため、健康推進員の体制充実とスキルアップを図りながら、推進員活動の成果を地域へ還元させるとともに、食生活改善推進員、筋力づくりサポーター等と連携した事業を展開し、健康教室の内容充実と参加促進、特定保健指導実施率の向上により、市民の健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、個人、家庭から地域全体の取組としていく必要があります。	・健康推進員未選出行政区をゼロにする。 ・推進員が研修をきっかけに ①自分にできること ②家族に対してできること ③地域に対してできること のいずれかの行動ができる。(研修会アンケート、地区活動報告による把握) ・特定健診結果で特保対象者、メタボ基準該当、メタボ予備群該当、健診データの改善や肥満の改善をしたい人が健康教室に参加し、自分の健診データの改善を図ることができる。(参加者に占める特保対象者の割合、教室対象者に占める参加者の割合H23年度との比較、参加者のデータ改善率前年度との比較)	・健康推進員未選出行政区の減少。地域づくり協議会等と協働した健康推進員地区活動の展開。 H27年度は第5期1年目であり、特に「生活習慣病予防は認知症予防の第一歩」を柱にした研修会の実施。 ・生活習慣病予防のための健康教室の参加数の維持。 ・平成26年度の特定保健指導実施率52%(南魚沼市特定健診等実施計画)を達成。 ・学校保健委員会との連携の継続と未開校へのアプローチ	A	・健康推進員の未選出地区は昨年より4行政区減少した。 ・健康推進員が区長や筋力づくりサポーター、食生活改善推進員等の地区組織と協働し、積極的に健康づくりに関する活動(行政区で研修内容を回覧する、地域の中・高齢者を対象に食事や運動、筋力づくり等に関する学習会の開催等)を行った。 ・学校保健委員会に保健師が参加し、健康に関する情報交換・検討をした。(H26年度は20/25校・H25年度は17/25校)	・健康推進員302人(未選出行政区4/235)で未選出区が減少した。主に戸数の少ない行政区が未選出となっている。 ・プレ指導93回、6,230人、生活習慣病予防健康教室(HbA1cが気になる人の教室 参加延べ人数152人 出張健康教室15回 参加者数232人 昨年度未開催地区での開催ができ、回数、人数ともに昨年度より増加した。) 特定保健指導実施率は54.9%(平成26年度法定報告確定値)となり目標達成。※目標52%	・健康推進員の今後の活動は、行政区や地域づくり協議会等地域の組織や人材との協働活動が望ましい。これらの活動により健康推進員の認知度を高め未選出行政区を減少させていくことが重要。 ・市民自らが健康診断結果を理解して健康増進に活かせる工夫を身につけていけるようにする取組は今後も継続していく必要がある。	・健康推進員未選出行政区の減少。地域づくり協議会等と協働した健康推進員地区活動の展開。 ・今年度は任期2年目であり、保健課重点課題「生活習慣病の予防は認知症予防の第一歩」に関連したテーマで、積極的に地区活動を実施する。 ・生活習慣病予防のための健康教室の参加数の維持。 ・学校保健委員会との連携の継続と未開校へのアプローチ	保健課
		35	・性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発	この問題は、精神的や内面的な部分があることや健康問題として一般的に表面化していないために広範な活動につなげにくいなど、広報の方法や活動のあり方に課題があります。女性に限らず男性を含めた正しい理解とともに、広く普及啓発することが必要です。正しい知識の普及啓発には健康に関する研修会や地域活動での広報活動が適切であり、生涯を通じた健康の保持増進のために、世代に応じた健康教育、健康診査や相談指導の充実など、総合的な取組が必要です。	・リプロダクティブヘルス/ライツ(略して「リプロ・ヘルス」という言葉の周知度を高めるため、ウェブサイトを通じて継続的に広報、啓発事業を行う。 ・子宮頸がん予防ワクチン接種啓発による健康教育の継続実施。 ・保健所・養護教諭と連携して中学生への指導教材を作成する。	・医療機関等と連携して妊娠期からの支援を充実させる。 ・学校保健委員会との連携の継続と未開校へのアプローチ。 ・保健所・養護教諭と連携して中学生への指導教材を作成する。	A	・子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月厚生労働省勧告により予防接種の積極的勧奨を差し控えている。 ・10代の人工妊娠中絶、出産が増加しており、当市の妊婦の多くが産する基幹病院、たかき医院との連携により妊娠期からの早期支援体制が確立されつつある。 ・保健所、助産師会、養護教諭等との連携により思春期(中学3年生向け)の性の健康教育教材を作成した。 ・学校保健委員会開催校が昨年より増加した。	・主な出産医療機関との連携会議を基幹病院と5回、たかき医院と1回開催し、市内の若年妊婦や支援が必要な周産期の家庭について情報共有し、支援を行った。 ・中学生への性の健康教育を通して「リプロ・ヘルス」をわかりやすく伝えていく必要がある。 ・関係機関との連携により特定妊婦の対応は充実したが、今後はさらに予防的な介入が必要。 ・10代の人工妊娠中絶、出産が増加しているため今後も保健、医療、教育分野で連携し、思春期からの性に関する支援を充実させる必要がある。	・医療機関等と連携して妊娠期からの支援を充実させる。 ・学校保健委員会の開催を通して学校との連携の継続と未開校へのアプローチを実施する。 ・保健所・養護教諭、助産師会等関係機関と連携し、市内中学校での性の健康教育を実施する。	保健課	

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A	目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
B	目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
C	本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
D	事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標(指標)	H27年度計画(目標)	27年度評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と2次基本計画期間における課題と方向性								
IV 男女が共に参画する活力あるまちづくり	11 女性も参画する地域社会の形成	36	・施策、方針決定過程への女性の積極的な参画促進、各種委員会や審議会等への女性の登用拡大	各種委員会や審議会の委員への女性の登用は、若干増えているものの、ほぼ横ばい状態であり、さらなる登用拡大が必要です。また関係各課に対する働きかけも不十分であったため今後は、女性の参加促進の重要性と必要性についての理解と促進を図り、施策や方針の決定に係わる立場の女性を増やしていく必要があります。	・審議会等における女性の構成比率を引き上げるよう、各部署に働きかける。 また、審議会等において一方の性に偏らないように啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請したり、審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮するよう呼びかける。	・引き続き目標25%の達成に向けて、審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮することや、女性委員がゼロの審議会を解消することを呼びかける。	B	・任期がある行政委員会や審議委員会の委員については、徐々に登用が進んできている。 管理職については、割合が上昇してきた。	・行政委員会に占める女性割合:9.6% ・審議会等に占める女性割合:24.0% ・管理職総数に占める女性割合:22.6%	・幅広い市民の声を市政に反映させるため、各種委員会委員や審議会委員への女性の登用をさらに推進する必要がある。	・目標の25%達成が見えてきたので、引き続き審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮することや、女性委員がゼロの審議会を解消することを働きかける。	企画政策課
		37	・地域おこし、まちづくり、環境問題、観光振興等に関する事業への女性の参画促進	・地域おこしやまちづくりなどのイベントに女性の参加を促し、地区婦人会・地域女性学級への支援をし、女性活動を行ってきました。 また、平成22年10月には南魚沼市女子力観光プロモーションチームを発足し、女性の視点での提案を積極的に行っていました。今後も様々な年代からの女性が積極的に参加できるよう、また無理のない範囲で長期に継続できるよう改善していく必要があります。	・地区婦人会の協力を得て、地球温暖化防止、省エネ、節電など環境保全に努める。 ・環境施策の方向付けをする委員会における女性の構成比率を増加させる。	・レジ袋廃止に向けた制度の協議を進める。 ・H28委員改選に合わせ女性委員の人数増を検討。	B B	エコポイント事業を検討したが、大型店の現場導入は現状困難。既に独自に取り組んでいる。対象範囲が限定的。 ・環境審議会委員10名のうち女性委員は1名だが毎回活発な発言をいただいている。	ふれ愛カードを活用するエコポイント事業を提案。チラシを作成し具体化。大型店のレジ現場の現状把握。 ・環境審議会における女性比率10%	レジ袋、エコポイント事業にこだわらない新たな視点、発想。ふれ愛カード(南魚沼サービス店会)との協力方法。 ・環境問題に関心がある女性の発掘	サービス店会と具体的な方法を協議。商工会と協力して、チラシによる店頭での啓発活動の検討。 ・女性委員1名増	廃棄物対策課 環境交通課
				・現状の婦人会団体数を維持できるよう、引続き補助金交付や支援を行いながら、地域行事などへの積極的参加を促す。 ・女性の視点からの提案を継続でき、提案実行が可能となるような改善を図る。	・2団体への補助金交付を一義的としながら、両会長との情報交換を行い、事業内容の見直し、提案等の相談にも踏み込んで、婦人会活動の存続を図ります。 ・H27年度実施計画は年間6回、隔月配信の予定。来年度以降の配信目標を毎月1回年間12回としており、これによる県内外での認知度向上を図っていき、動画の視聴者1,500人獲得を目指す。	・目標に定める団体の増はなく、現状の活動の継続が喫緊の課題となっている。婦人会活動への関心の低下が叫ばれるなか、現状を鑑みるに目標の再考を行う余地がある。ただ、現在補助金を交付している六日町・浦佐の2婦人会の各事業の実施運営には協力を惜みず、現状の活動の充実に努めた。 ・FreeWi-FII環境での安定した生放送配信を行う試験放送を実施した。	C B	・2地区婦人会に補助金50,000円×2団体 ・婦人会研修にバス手配(1回) ・今後補助金、バス提供など、活動資金での支援のみならず、自主的活動を推進するためにも、事業内容への助言・提案などを行い、活動の継続・充実に努める。 現在の配信に際しての必須条件は配信費用がかからないものに限定している。これにより、収録データ配信や配信済の放送のアーカイブ保存と再放送は行えず、視聴者への拡散についても不十分な状況。	・引続き2団体への補助金確保を一義的としながら、両会長との情報交換を行い、事業内容の見直し、提案等の助言・提案などを行い、活動の継続・充実に努める。特に本年度は浦佐婦人会が主管となって全県下の婦人会活動家が集まる県婦人連盟研究大会の成功に向けた活動を行なうため、必要なサポートを行いながら、浦佐婦人会としての自立に向けた力量の向上への最大限の支援を行う。 他の動画配信サイトでの無料のプロモーション活動を早期に検討して収録データの配信や配信済の放送のアーカイブ放送により視聴者数を増加し、プロモーションの拡散に繋げる基礎を再構築するため、年度内の複数回の配信を検討していく。	社会教育課 商工観光課		
38	・地域における自治会のリーダーや役員への女性の参画促進	主体は各行政区であり、市としてどこまで開かれるか研究が必要ですが、行政区へ役員等への女性の登用のお願い文書を送付し、促進を図ってきました。自治会役員は地域の各世帯の事情により選出されていますが、会長や3役下の役員は、単独老人や母子世帯の増加を反映し女性の参画が増えている傾向にあります。しかし自治会の役員打ち合わせや会合は夜がほとんどであるため、家庭との役割分担で男性の役員が多いのが現状です。今後は世帯構成の変化(老人・母子世帯の増加、核家族化の進行)により、必然的に女性の参画が増加することが見込まれるため、地域自治会等への女性の参画の啓発を行う必要があります。	・主体は各行政区であるため、市で数値目標は出せない。 ・行政区長会等の折に市の男女共同参画のスタンスを説明するとともに現在の参画状況をアンケート調査をすることを通じ、啓蒙活動をしていく。	・企画政策課と連携し、まずは意識をもっていただくよう啓発を図る。また、秋の行政区長会において、行政区の組織において女性の占める割合や今後の意向についての調査を行う。	行政区長への女性登用の啓発と、行政区における区長・執行部役員の女性割合についての調査を行った。	C	行政区長への女性登用は実現されなかった。 ・区長・執行部役員の女性割合3%	・行政区は任意団体であり、役員等の構成に関与することは難しいが、地域活性化のメリットなどを情報提供しながら継続して依頼していく必要がある。	・企画政策課と連携し、まずは意識をもっていただくよう啓発を図る。また、秋の行政区長会において、行政区の組織において女性の登用を依頼する。	総務課		

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標 (指標)	H27年度計画(目標)	27年度 評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課		
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と 2次基本計画期間における課題と方向性									
IV 男女が共に参画する 活力あるまちづくり	12 高齢者・障がい者等への自立支援	39	・自立支援に向けた相談体制や情報提供の充実	福祉用具・住宅改修研修、男性介護を考える会、虐待防止研修会等の実施により効果が出ています。相談機能については、地域包括支援センターの設置により直営で実施しています。今後も継続した取組を進めていく必要があります。また、相談件数が増加傾向にある高齢者虐待についても、防止の普及啓発事業を関係機関との連携により進めていく必要があります。	・高齢者虐待の防止や普及啓発を関係機関との連携により対応する。 ・福祉用具・住宅改修研修、男性介護者交流会を引き続き実施する。		・地域包括支援センターによる相談業務の充実を図るための啓発活動を進める。 ・関係機関との連携により、相談件数が増加傾向にある高齢者虐待を防止するための普及啓発事業を行うとともに、虐待の早期発見と早期対応を図る。 ・介護者交流会への男性参加者の増加の為の普及啓発を進める。	A	・介護予防のパンフレットを作成し、市内のイベント会場での配布を実施した。 ・虐待防止普及活動として、広報に2回記事を掲載した。 ・虐待研修や事例検討会議の開催し、早期発見と早期対応を図れるよう努めた。	・地域包括支援センター相談業務実績 相談延件数、8,904件 (H26:10,221件) うち虐待相談延件数約709件 (H26延件数844件) 虐待相談・通報実件数44件 (H26実件数50件) 施設虐待の通報5件 (H26通報1件) ・施設虐待研修会の開催 市主催1回、県主催1回 ・介護施設管理者向けに注意喚起のための会議(介護保険施設長及び老人福祉施設長会議)の実施 ・民生委員協議会主催の「ご近所安心見守り隊講座」の中で、高齢者虐待対応について講義を実施	・認知症への正しい理解と支援 ・施設虐待防止のための取組 ・虐待に対する早期発見・早期対応	・認知症の正しい理解と支援に向けたPR活動の推進 ・民生委員との連携のための研修の実施 ・介護サービス事業所等への研修の実施	介護保険課
		40	・高齢者、障がい者等のボランティア活動参加への支援	社会福祉協議会が設置したボランティアセンターが運営を開始し、ボランティアコーディネーターの配置など内容が充実しつつあります。またボランティア研修などは充実した活動を行うことができ、大勢の参加者を得ています。今後も各種研修会やボランティア連絡協議会を活かし、ボランティア同士のネットワークの拡大を推進していきます。またボランティアセンターの機能強化(人的な面等)、支援体制の確立や情報共有が必要です。	・社会福祉協議会のボランティア連絡協議会の機能を生かして各団体とへの働き掛けや情報提供を定期的に行う。		・社協だより等でボランティアの周知を行います。 ・男性ボランティア養成講座を行い人数の底上げと活動の場を広げていきます。 ・ボランティアに対する理解と周知のため、各ボランティア団体と連携して福祉センター祭りを開催します。	B	・各種研修会や養成講座を開催し、活動の活性化や内容の充実化を図ると共にボランティア同士の日ごろの悩みを聞く研修会を開催し、情報の共有を図った。	・ボランティア登録者 実数1,871名延べ登録者数2,404名(103グループ・個人158名) ・リーダー研修会(参加70名) ・愛は地球を救うチャリティーキャンペーン(参加36名) ・視察研修会1回(東松山血液センター参加39名) ・各地域連絡会3回(六日町11 大和7 塩沢18名) ・男性料理教室(男性ボランティア養成講座)参加8名 ・福祉センターまつりは会場の確保や日程の調整が出来ず開催を見送った。 ・社協だよりにて年6回ボランティアの記事を掲載し、周知を図った。	・運転や力仕事など男性が得意とするボランティア等ニーズはあるものの、男性のボランティアが少ないのが現状。多くのニーズに応えられるよう、ボランティア人口の底上げを行うことが重要だと考え、男性でも興味を持てるような養成講座の開催や情報提供を積極的に行う。	・社協だより等でボランティアの周知を行う。 ・今年度は半日単位のボランティア養成講座を数多く開催し、人数の底上げと活動の場を広げていく。	福祉課
		41	・高齢者、障がい者等が利用しやすい公共施設、交通機関の整備の促進	浦佐地区を整備重点地区とした基本構想を策定し、誰もが快適・安全に移動できる、暮らしやすいまちづくりを推進するため、障がい者や高齢者が数多く利用する公共的施設、歩道・信号機等の安全施設及び旅客施設のエレベーター等の整備を行ってきました。 この基本構想における各種の特定事業計画はそれぞれ策定され、施設管理者による事業着手が進められており、地域住民並びに施設管理者のバリアフリー意識が向上し、施設のバリアフリー化が図られています。 公共施設は道路や駅だけでなく、多岐にわたっており、今後は、各種の公共施設や地区を超えた方向性と事業内容についての再検討及びバリアフリー意識の向上に向けた啓発を進めていく必要があります。	・国土交通省による自転車歩行者道の27年度完成と六日町地区の電線共同溝化の25年度完成を目指す。 ・歩行者道の整備と共同溝化の段階解消により、高齢者や障害者が利用しやすい公共道路施設を完成させる。		・国土交通省の交通安全対策事業により歩道未整備個所の整備事業化と電線共同溝事業の促進並びに、県道や市道のバリアフリー化に向け事業を推進する。	B	・高齢者や障がい者、子ども連れが利用しやすい公共道路施設の整備を進めている。	・国土交通省の交通安全対策事業で自転車歩行者道及び電線共同溝の整備をはじめ、県道や市道の歩道整備を進め、利用しやすい道路施設の推進を図っている。	・医療機関及び文教施設の整備に伴い施設道路や主要な幹線道路のバリアフリー化を図る必要がある。	・国土交通省の交通安全対策事業により歩道未整備個所の整備事業化と電線共同溝事業の促進並びに、県道や市道のバリアフリー化に向け事業を推進する。	都市計画課

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標 (指標)	H27年度計画(目標)	27年度 評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と 2次基本計画期間における課題と方向性								
IV 男女が共に参画する 活力あるまちづくり	男女が共に経営に参画できる自営業や農林水産業などの労働環境の整備	42	・学習活動を通じての生きがいづくり、雇用確保の支援	学習活動を通じての生きがいづくりを支援し、男性も女性も参加できるメニューを取り入れ、高齢者学級・高齢者ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、ボウリング大会、高齢者運動会、各種講座、教室を実施しています。今後も継続して、各種高齢者事業の実施、生きがい学習の発表の場をつくり、仲間づくり、生涯学習の支援を行います。	・高齢者が生涯学習として、何をすれば、より積極的に参加できるかの調査を実施。 ・参加者は現状維持を目標。	・多くの高齢者が生きがいを持って生活できるよう、特に団塊の世代等の男性の取り組みを図るべく、現行の講座、教室の見直し、充実を目指す。	B	・前年同様の講座を開設し、各講座、教室ともに高齢者層の市民から積極的な参加があった。	・各種講座、教室運営の補助を行い、PRも含めて、積極的な支援を行った。 ・書道教室のべ36回開催・講座名簿登録者計40名の他、3地域で実施した各講座・教室に多数の参加があった。	・講座内容のマンネリ化、講座参加者の固定化が顕著なため、後期教育基本計画に謳われている“学びの循環”社会を目指し、一方的に学ぶだけでなく、学んだことを教えることによる充実感を与えるような講座運営を検討し、新たな講座受講者の増を図りたい。「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域」その一端を多くの高齢者層にも担っていただきたい。	・後期教育基本計画に謳われている生涯学習・社会教育システムのイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」の具体化検討を通して、高齢者同士の交流、互いの健康増進、意識の活性化の維持を図るため、現行の講座の見直し、新たな講座の企画を目指す。	社会教育課
					・受注額の維持	・受注額を減少させないよう支援を行なう。	B	・南魚沼シルバー人材センターの請負収益は前年度に比べ微増した。	・南魚沼シルバー人材センターの請負収益はH25は304,034千円であったが、H26は消費税増税があったにもかかわらず337,361千円に増益、H27は337,899千円と微増した。	・目標がシルバー人材センターの受注額の確保ととなっているが、センター支援担当課は福祉課であることから、今後、担当課の検討を要すると思われる。	・受注額を減少させないよう支援を行なう。	商工観光課
		43	・男女が共に経営に参画できる自営業や農林水産業などの労働環境の改善	家族経営協定締結を促進し、併せて女性認定農業者の増加に努めることにより、少しでも増加の成果がありました。制度自体を広く広報して行くことが必要であり、関係機関と連携し、機会あるごとに制度の周知を図り、男女が共に農林水産業等の経営に参画できるよう、労働環境の改善を図り、現在の家族経営協定・女性認定農業者等を最低限維持しつつ、今後も増やしていくことが必要です。	・家族経営協定25戸 ・女性認定農業者15人	・家族経営協定 3戸の増 ・女性認定農業者 2人の増	C	・人農地プラン等の推進により、地域の中心的経営体の育成や農地の集積を図ったが、女性認定農業者の育成には結び付かなかつた。 ・家族協定については、農業委員会による女性農業者との懇談会等で農家への周知により、2戸の増加となった。	・家族経営協定 2戸の増 ・女性認定農業者 1人減 (現況) ・家族経営協定 76戸 ・女性認定農業者 10人	・人農地プラン懇談会や女性農業委員と女性農業者との懇談会等の機会を利用し、制度の周知を一層進める必要がある。 ・女性新規就農者が2名おり、今後の展開が期待できる。	・家族経営協定 3戸の増 ・女性認定農業者2人の増	農林課
44	・女性の経営参画のための研修機会の拡大や支援のための情報提供	ハローワークとの連携やポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。今後も女性の職域の拡大や、職業能力の向上および技術を取得できるよう、関係機関と連携し、情報の収集と提供を行い、女性が経営や関連の活動に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。	・様々な機会を捉えて啓発を行う。	・女性の職域の拡大につながるような情報提供を魚沼能力開発運営協会と連携しながら行う。 ・様々な機会において女性の経営参画機会拡大に向けた、情報発信を行う。	C	・市役所本庁舎や北庁舎、浦佐働く婦人の家等に随時ポスターの掲示やパンフレットの設置を行った。	・市役所本庁舎や北庁舎、浦佐働く婦人の家等に春と秋の2回ポスターの掲示やパンフレットの設置を行った。	・女性経営者による講演会の開催を企画するなどし、女性の事業所や企業組織に対するの参画意識向上のための施策の実施と、積極的な情報提供が必要。	・女性の職域の拡大につながるような情報提供を魚沼能力開発運営協会と連携しながら行う。 ・様々な機会において女性の経営参画機会拡大に向けた、情報発信を行う。	商工観光課		
45	・市民、事業者、市民団体への情報提供	計画推進のための施策は多岐にわたっており、着実な推進のためには、市民、事業者、市民団体などの自主的な取組と理解、協力が欠かせません。それぞれの担う立場で、男女共同参画の視点を持って主体的に取り組むよう、適切な情報提供や意識の共有、意見交換を行う場の設定が必要です。	・多くの市民が男女平等参画について学習できる機会の拡充のため、講座の内容や、実施時間の見直しを行う。 ・また、職員一人ひとりの男女平等意識の徹底を図るため、内部研修を実施したり、市町村職員研修所等の研修や講演会等に職員を参加させる。	・男女共同参画推進プランを推進するため広報誌や市ウェブサイトを通じて、積極的に市民への情報提供を継続して行う。 ・各課で実施される事業の時には啓発資料や情報の提供を行う。 ・県や近隣市町村で開催される講演会等もポスターやパンフレット等で周知していく。 ・地域づくり協議会に対しての情報提供も行う。	B	・県女性財団や他団体の実施事業の案内、内閣府からの資料を団体に提供した。	・県女性財団が主催する研修会への参加。 ・市民会議への情報提供:新潟県発行情報誌、県女性財団発行ニュース、内閣府発行冊子、他市発行ニュースなど。	・講演会等の開催にあたっては、多くの市民や職員に参加いただけるような周知方法の検討が必要であり、身近な問題として興味を持てるようなテーマの検討も必要である。	・男女共同参画推進プランを推進するため広報誌や市ウェブサイトを通じて、継続的に市民への情報提供を行う。 ・各課で実施される事業の時に啓発資料や必要な情報提供を行う。 ・県や近隣市町村で開催される講演会等をポスターやパンフレット等で周知する。 ・地域づくり協議会に対しての情報提供を行う。	企画政策課		
46	・男女共同参画プランの進行管理と評価	計画の着実な推進のためには、施策・事業の達成状況や事業効果について把握し、男女共同参画基本計画の進行の管理が必要です。市は、本計画を実効性のあるものにするため、施策の進行状況について関係各課より定期的に調査・点検・評価を行い、適切に進行管理をします。また、その内容はウェブサイト等を通じて公表していきます。	・毎年、前年度事業の進捗状況報告書を作成し、各事業の進捗内容を確認し、充実を図る。またその内容をウェブサイト等に公表する。	・男女共同参画推進プランを推進するため、職員の相互理解と情報共有、市民等への周知を図るため、推進計画の評価と目標を作成し公表する。 ・また、効果的な周知を図るとともに、事業への配慮度等、分かりやすい視点での評価項目の検討を行う。	A	・男女共同参画プランを推進するため、職員の相互理解と情報共有を図りました。また、市民等への周知を図るため、推進計画の評価と目標を作成し公表した。	・ウェブサイトに掲載し、市民に公表。 ・市職員へグループウェア掲示板を活用し、職員に周知。	・施策を適切に評価し、効果的に事業を推進する工夫が必要。 ・実施している施策が男女共同参画基本計画のどの分野を担っているかということや、担当部署としての責任や役割の理解を深めていくことが必要。	・男女共同参画推進プランを推進するため、職員の相互理解と情報共有、市民等への周知を図るため、推進計画の評価と目標を作成し公表する。 ・また、効果的な周知を図るとともに、事業への配慮度等、分かりやすい視点での評価項目の検討を行う。	企画政策課		

2015(H27)推進計画の評価と2016(H28) 推進計画の目標

A	目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
B	目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
C	本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
D	事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標 (指標)	H27年度計画(目標)	27年度 評価	評価の理由	27年度の評価実績	今後の課題	H28年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組状況と 2次基本計画期間における課題と方向性								
15	防災における男女共同参画の推進	47	・女性を含む防災組織の設立・育成促進	<p>まだ受け入れ側も女性も消防団活動においてどのように対応してよいか苦慮している面が感じられますが、鈍的ではあるが徐々に増員がみられます。各方面隊本部において、女性協力者を確保し、実際の活動の啓蒙を図り、広報活動等の実践により、入団促進の啓蒙を行う必要があります。</p>	<p>・後方支援的な役割や広報活動などを業務として活動する、女性団員のみで構成する部を作る。人数は、20人前後が必要である。</p>	<p>・保育園等への防火指導、外国人への応急手当講習や防火指導のほか、消防本部で開催する応急手当講習などに参加し、指導協力を行う。</p>	A	<p>平成27年度末で女性部団員数は28名となり、着実に増加して当初の目標人数に達した。女性団員の入団が多かった消防団として、市消防団は総務大臣から感謝状を拝領した。加えて全国消防団員意見発表会に出場し、優秀賞を受賞するなど積極的な活動が見られた。</p>	<p>平成27年度は、消防団女性部の本格的な活動が開始された年度となった。応急手当講習会に指導員として数多く参加、保育園児を対象にした防火啓蒙活動等を実施するなど、防火教育の推進に努めた。</p>	<p>女性部については多岐に渡る活動を繰り広げているが、本格活動の期間が浅いことから、市民に対し絶対的な認知度が高くない状況にある。</p>	<p>現在実施している活動の継続に加え、南魚沼市消防本部で昨年度から実施している、中学生を対象にした地域防災教育への参加により女性部の活動を広く市民に周知させたい。現在、女性部では、ポンプ操法の訓練を行っていることから、ポンプ操法の充実を図る。</p>	消防本部
		48	女性の視点を盛り込んだ、防災計画づくり	<p>地域防災計画では、男女の区別をしていますが、災害弱者に妊産婦を加えた計画の見直しを検討しています。また、避難所におけるプライバシー保護など、女性の視点も取り入れた災害対応マニュアルをはじめ、男女双方の視点に十分配慮した地域防災計画等を策定する必要があります。</p>	<p>・女性の視点を盛り込んだ地域防災計画等を策定する。</p>	<p>・女性の視点を盛り込んだ地域防災計画等の策定を進める。</p>	B	<p>H26年度に防災計画の修正を行い、計画の策定という目標は達成したが、それを実効性のあるものにする個別計画等の作成が必要である。</p>	<p>避難所運営については、関係部署との協議を行い、マニュアルの作成を確認した。</p>	<p>個別計画や各種マニュアルの作成を行わなくてはならないが、種類も多く一つ一つクリアしていかなければならないので時間が必要。</p>	<p>男女共同参画の視点に立った、避難所運営マニュアル等の作成。</p>	総務課